

平成24年12月4日提出

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例の制定について

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例を次のように制定する。

熊本市長 幸山政史

熊本市診療所における専属薬剤師の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、医療法(昭和23年法律第205号)第18条の規定に基づき、診療所における専属の薬剤師の設置に関する基準を定めるものとする。

(専属薬剤師の設置基準)

第2条 診療所における専属の薬剤師の設置の基準は、医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行による医療法(昭和23年法律第205号)の一部改正等に伴い、診療所における専属の薬剤師の設置に関する基準を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。